

# 和泉市手話言語の理解及び普及並びに 豊かなコミュニケーションの促進に関する条例の概要

## 前文

- 「手話は言語である」ことへの理解
- 障がい特性に応じた様々なコミュニケーションの促進
- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重して共生することのできる和泉市を目指す

## 目的(第1条)

- 手話への理解の促進及び普及
- 手話等コミュニケーションを利用しやすい環境の整備
- 地域共生社会の実現

## 定義(第2条)

- 手話への理解の促進及び普及
- 手話等コミュニケーション手段

## 基本理念(第3条)

- 手話が独自の言語であることを基本とした理解促進と普及
- 人格と個性の尊重を基本としたコミュニケーション手段の環境整備

## 市の責務(第4条)

基本理念を基に施策を実施

## 市民の役割(第5条)

- 基本理念の理解
- 市の施策への協力

## 事業者の役割(第6条)

- 環境整備や合理的配慮の提供
- 基本理念の理解
- 市の施策への協力

## 施策の推進方針(第7条)

- 施策を推進するための方針を定める
- 手話への理解促進と普及
  - コミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備
  - コミュニケーション手段による情報の提供及び取得
  - コミュニケーション手段による意思疎通支援

## 意見の聴取(第8条)

- 推進方針の策定等に関して、和泉市障がい者施策推進協議会の意見を聴く
- 施策の実施に関して、障がい者など様々な関係者より意見を聴く

## 財政上の措置 (第9条)

施策の推進にあたり、必要な財政上の措置を講ずるよう努める